

議案第 29 号

墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

墨田区特別保育の実施に関する条例（平成 15 年墨田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区特別保育の利用に関する条例

第 1 条中「実施する」を「行う」に改める。

第 2 条の見出し中「の実施」を削り、同条各号列記以外の部分、第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

区長は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項の規定により行う保育（以下この条において「通常保育」という。）以外に、特に必要があると認める児童に対し、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める保育所において次に掲げる特別保育を行う。

- (1) 標準時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 3 項の規定により認定された保育必要量（以下この号から第 3 号までにおいて「認定保育必要量」という。）が 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。
- (2) 短時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要

量の範囲を超えて行う保育をいう。

第2条第6号中「実施する」を「行う」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「実施する」を「行う」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「実施する」を「行う」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「実施する」を「行う」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 一時延長保育 通常保育を利用している児童について、当該利用に係る保育所において一時的に1日当たりの当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。

第3条（見出しを含む。）中「実施の決定」を「利用の承認」に改める。

第4条第1項中「延長保育を除く。）の実施を行うことを決定」を「標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育を除く。）の利用を承認」に、「延長保育の実施」を「延長保育」に改め、「（別表において「保育児童」という。）」を削り、同条第2項中「の実施を行うことを決定」を「の利用を承認」に改める。

第5条第1項中「別表」を「次に掲げる特別保育の区分に応じ、当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 標準時間保育延長保育 別表第1に定める額
- (2) 短時間保育延長保育 別表第2に定める額
- (3) 前2号に掲げる特別保育以外の特別保育 別表第3に定める額

第5条第2項を削り、同条第3項中「別表（2一時延長保育の部及び5一時保育の部）」を「別表第3（一時延長保育の項及び一時保育の項）」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中「又は第2項」を削り、「に規定する」を「の」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「前条第2項」に、「に規定する」を「の」に改める。

第10条第1項中「に規定する」を「の」に、「基づく」を「よる」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「基づき」を「より」に改める。

別表を削り、付則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 標準時間保育延長保育料

階層区分		月 額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	階層	0円	0円	0円
B	階層	200円	200円	200円
C	階層	1,000円	1,000円	1,000円
D	第1階層	1,000円	1,000円	1,000円
	第2階層			
	第3階層	1,300円	1,300円	1,300円
	第4階層			
	第5階層			
	第6階層	2,000円	1,900円	1,800円
	第7階層	2,400円		
	第8階層	2,700円		
	第9階層	3,000円	2,000円	2,000円
	第10階層	3,200円	2,300円	2,200円
	第11階層	3,400円	2,400円	2,400円
	第12階層	3,700円	2,600円	
	第13階層	4,000円	2,700円	
	第14階層	4,100円	2,800円	
	第15階層	4,300円	3,000円	
	第16階層	4,600円	3,100円	2,500円
	第17階層	4,800円		
	第18階層	5,000円		
	第19階層	5,100円		
	第20階層	5,600円	3,200円	2,600円
第21階層	6,300円			
第22階層	6,900円			
第23階層	7,300円			

備考

- この表の適用に係る児童の年齢は、年度の初日の前日における児童の年齢によるものとする。
- この表における階層区分は、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第 号）別表第2に規定する階層区分の例による。

- 3 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあっては、D階層第2・3階層に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。
- 4 この表における月額額は、1日につき1時間を超えない範囲内で標準時間保育延長保育を利用する場合の額とし、1日につき1時間を超えて標準時間保育延長保育を利用する場合にあっては、当該月額額の額に1日当たりの標準時間保育延長保育を利用する時間を乗じて得た額を月額とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、世帯の階層区分がB階層に該当する規則で定める世帯に属する児童に係る特別保育料の額は無料とし、規則で定める児童に係る特別保育料の額は同表に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第2 短時間保育延長保育料

階層区分		月 額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	階層	0円	0円	0円
B	階層	100円	100円	100円
C	階層	400円	400円	400円
D	第1階層	400円	400円	400円
	第2階層			
	第3階層	550円	550円	550円
	第4階層			
	第5階層			
	第6階層	850円	750円	750円
	第7階層	1,050円		
	第8階層	1,150円		
	第9階層	1,250円	850円	850円
	第10階層	1,350円	950円	900円
	第11階層	1,450円	1,000円	1,000円
	第12階層	1,550円	1,050円	
	第13階層	1,650円	1,100円	
	第14階層	1,700円	1,150円	
	第15階層	1,800円	1,200円	
	第16階層	1,900円	1,250円	1,050円
	第17階層	2,000円		
	第18階層	2,050円		
	第19階層	2,150円		
	第20階層	2,350円	1,300円	1,100円
	第21階層	2,600円		
	第22階層	2,850円		
	第23階層	3,050円		

備考 この表の適用については、別表第1備考の規定を準用する。この場合において、同表備考4中「1時間」とあるのは「30分」と、「標準時間保育延長保育」とあるのは「短時間保育延長保育」と読み替えるものとする。

別表第3 その他の特別保育料

特別保育の種類	区 分	特別保育料の額
一時延長保育	3歳未満児	1時間につき 600円
	3歳以上児	1時間につき 400円
休日保育		1日につき 2,500円
年末保育		1日につき 2,500円
一時保育	1日の利用時間が5時間以内の場合	1日につき 2,000円
	1日の利用時間が5時間を超える場合	1日につき 3,000円
緊急一時保育	3歳未満児	1日につき 1,280円
	3歳以上児	1日につき 520円

備考 この表の適用に係る児童の年齢は、年度の初日の前日における児童の年齢によるものとする。

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成27年度から平成29年度までの間における標準時間保育延長保育に係る特別保育料の額は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、同表に掲げる額を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する。

(1) 平成27年度

階 層 区 分	月 額		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 階 層	0円	0円	0円
B 階 層	200円	200円	200円
C 階 層	800円	800円	800円
第1階層	800円	800円	800円
	第3階層		

D 階 層	第 4 階 層	1,100円	1,100円	1,100円
	第 5 階 層			
	第 6 階 層	1,700円	1,500円	1,500円
	第 7 階 層	2,100円		
	第 8 階 層	2,300円		
	第 9 階 層	2,500円	1,700円	1,700円
	第 10 階 層	2,700円	1,900円	1,800円
	第 11 階 層	2,900円	2,000円	2,000円
	第 12 階 層	3,100円	2,100円	
	第 13 階 層	3,300円	2,200円	
	第 14 階 層	3,400円	2,300円	
	第 15 階 層	3,600円	2,400円	
	第 16 階 層	3,800円	2,500円	2,100円
	第 17 階 層	4,000円		
	第 18 階 層	4,100円		
	第 19 階 層	4,300円		
	第 20 階 層	4,700円	2,600円	2,200円
	第 21 階 層	5,200円		
	第 22 階 層	5,700円		
	第 23 階 層	6,100円		

(2) 平成 28 年度

階 層 区 分	月 額		
	3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
A 階 層	0円	0円	0円
B 階 層	200円	200円	200円
C 階 層	800円	800円	800円
第 1 階 層	800円	800円	800円
第 3 階 層	1,200円	1,200円	1,200円
第 4 階 層			
第 5 階 層	1,800円	1,600円	1,600円
第 6 階 層			
第 7 階 層	2,200円		

D 階 層	第 8 階 層	2,400円			
	第 9 階 層	2,600円	1,800円	1,800円	
	第 10 階 層	2,800円	2,000円	1,900円	
	第 11 階 層	3,100円	2,200円	2,100円	
	第 12 階 層	3,300円	2,300円		
	第 13 階 層	3,500円	2,400円		
	第 14 階 層	3,700円	2,500円		
	第 15 階 層	3,900円	2,600円	2,700円	2,200円
	第 16 階 層	4,100円			
	第 17 階 層	4,300円			
	第 18 階 層	4,400円			
	第 19 階 層	4,600円	2,800円	2,300円	
	第 20 階 層	5,000円			
	第 21 階 層	5,600円			
第 22 階 層	6,100円				
第 23 階 層	6,500円				

(3) 平成 29 年度

階 層 区 分	月 額			
	3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児	
A 階 層	0円	0円	0円	
B 階 層	200円	200円	200円	
C 階 層	900円	900円	900円	
	第 1 階 層	900円	900円	900円
	第 2 階 層			
	第 3 階 層	1,200円	1,200円	1,200円
	第 4 階 層			
	第 5 階 層			
	第 6 階 層	1,900円	1,800円	1,700円
	第 7 階 層	2,300円		
	第 8 階 層	2,600円		
	第 9 階 層	2,800円	1,900円	1,900円
	第 10 階 層	3,000円	2,100円	2,000円

D 階 層	第 1 1 階 層	3,200円	2,300円	2,300円
	第 1 2 階 層	3,500円	2,400円	
	第 1 3 階 層	3,700円	2,600円	
	第 1 4 階 層	3,900円	2,700円	
	第 1 5 階 層	4,100円	2,800円	
	第 1 6 階 層	4,400円	2,900円	2,400円
	第 1 7 階 層	4,500円		
	第 1 8 階 層	4,700円		
	第 1 9 階 層	4,800円		
	第 2 0 階 層	5,300円	3,000円	2,500円
	第 2 1 階 層	5,900円		
	第 2 2 階 層	6,500円		
	第 2 3 階 層	6,900円		

3 平成27年度における短時間保育延長保育に係る特別保育料は、この条例による改正後の第4条第1項及び別表第2の規定にかかわらず、徴収しない。

(墨田区保育所条例の一部改正)

4 墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「墨田区特別保育の実施に関する条例」を「墨田区特別保育の利用に関する条例」に、「に規定する延長保育を実施する」を「及び第2号に掲げる標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育を行う」に改める。

第6条の2第1項中「墨田区特別保育の実施に関する条例第2条第2号」を「墨田区特別保育の利用に関する条例第2条第3号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「)の実施」を「)」に改める。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の制定による施設型給付制度の創設等に伴い、題名及び延長保育料の額を改める必要がある。